

壮瞥町告示第 2 1 号

平成 3 0 年壮瞥町議会第 2 回臨時会を、次のとおり招集する。

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

壮瞥町長 佐 藤 秀 敏

記

1 期 日 平成 3 0 年 3 月 2 9 日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○応招議員（9名）

1 番 佐 藤 忒 君
3 番 毛 利 爾 君
5 番 真 鍋 盛 男 君
7 番 高 井 一 英 君
9 番 松 本 勉 君

2 番 菊 地 敏 法 君
4 番 森 太 郎 君
6 番 加 藤 正 志 君
8 番 長 内 伸 一 君

○不応招議員（0名）

平成30年壮瞥町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年3月29日（木曜日） 午後 1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第25号について

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	恣 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君

会計管理者

小 松 正 明 君

税務会計課長

総務課長（兼） 作 田 宏 明 君

総務課参事 庵 匡 君

総務課参事 上 名 正 樹 君

住民福祉課長 小 林 一 也 君

商工観光課長 齊 藤 英 俊 君

経済環境課長（兼） 阿 部 正 一 君

建設課長 工 藤 正 彦 君

生涯学習課長 山 本 貴 浩 君

選管書記長（兼） 作 田 宏 明 君

農委事務局長（兼） 阿 部 正 一 君

監委事務局長（兼） 齋 藤 誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋 藤 誠 士 君

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 30 年壮瞥町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午後 1 時 3 0 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
5 番 真鍋盛男君 6 番 加藤正志君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 25 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 25 号についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（杉村治男君） 平成 30 年第 2 回臨時会に提出いたします議件は、議案第 25 号の 1 件であります。その内容についてご説明申し上げます。
議案第 25 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する

条例の一部を改正する条例。

こちらは、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と特別職の職員の給与等に関する条例の２本について、議員の報酬額及び三役の給与等について平成 30 年度限り減額とする附則規定を定めるものであります。

第 5 次行政改革の実施に当たり、議会議員の議員報酬月額及び町長、副町長、教育長の給与について厳しい行財政状況から減額措置に取り組む必要があると判断し、特別職職員報酬等審議会へ諮問し、去る 3 月 26 日に答申されたことを踏まえ、議会議員のご理解をいただき、三役を含めて減額を実施するため、条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、町長が 10%、副町長が 5 %、教育長が 3 %、議会議員が 5 % の削減となります。

附則で、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしてございます。

以上が議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3、議案第 25 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今回の提案については私は賛成の立場で、理解を深める上で次の点について伺いたいと思います。

先ほど今回の提案説明でそれぞれの報酬月額の減額が示されておりますけれども、このほかにも例えば期末手当だとか、また議員の場合は共済関係もたしか掛金があるのでないかと思います。そのように三役も同じようなものがあると思いますけれども、議員の関係で今回の条例改正によってどの程度の効果があるのか、また三役の皆さんが今回このような形で減額した場合にどのような財政的効果があるか、もしも試算していれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） 私のほうからは三役の部分についてご答弁いたしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、給料月額の部分の減額のほか、共済費と期末手当の部分がございまして、トータル、三役合わせてですけれども、大体 1 年間で 236 万程度が減額になるという形になってございます。

○議長（松本 勉君） 議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤誠士君） 議会議員の部分につきましてご答弁申し上げます。

まず、報酬ですが、減額される部分が 108 万円になります。続きまして、期末手当ですが、これは平成 30 年度、平成 29 年度と同じように 4.4 カ月の支給であった場合というこ

とでの想定で 39 万 6,000 円、それと議員共済組合の負担金、報酬が減額になることによりまして 41 万 2,560 円、合計で 188 万 8,560 円の減額の予定でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 30 年壮警町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

（午後 1 時 37 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員